

舞鶴総第 203 号

平成 29 年 3 月 21 日

舞鶴市議会議長
上野修身様

舞鶴市長 多々見良三
(公印省略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専決処分書

専決第 2 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

平成 29 年 3 月 17 日

舞鶴市長 多々見良三

1 損害賠償の額

216,216 円

2 事件の概要

駐車していた市所有自動車に乗車するため開けた助手席のドアが、隣に駐車中の相手方自動車に当たり、相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

平成 29 年 2 月 24 日

4 発生場所

舞鶴市字余部下地内

市道中総合会館線隣接地